



シロップからドライシロップへの変更調剤



Q

先発品のシロップ剤から同一成分で効能・効果や用法・用量が同じ後発品のドライシロップ剤への変更を考えていますが、注意すべき点について教えてください。

A

先発品のシロップ剤から後発品のドライシロップ剤（以下、DS）への変更調剤の場合、内服用液剤として調剤する場合（溶解して患者様に渡す場合）は類似する別剤型の医薬品に該当しますが、DSをそのままの形で内服用固形剤として調剤する場合は別剤型の医薬品となるため処方医への確認が必要とされています。また、変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であるものに限り、対象となるものであるとの記載がありますのでご注意ください。



〈参考〉参考資料P2-3から抜粋

第3 変更調剤を行う際の留意点について

4 含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤は、変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であるものに限り、対象となるものであること。

また、含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤は、規格又は剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なる場合には対象外とするものであること。

5 類似する別剤形の医薬品とは、内服薬であって、次の各号に掲げる分類の範囲内の他の医薬品をいうものであること。

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る。）

〈参考資料〉

平成24年3月5日 保医発0305第12号

処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken15/dl/tuuchi1-4.pdf>